

三股町告示第 40 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定される指定納付受託者について、三股町財務規則（平成 28 年 3 月 30 日規則第 8 号）第 48 条第 1 項の規定に基づき次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 30 日

三股町長 木佐貫 辰生



1 指定を受けた者の名称及び所在地

- (1) 株式会社さとふる
東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 13F
- (2) PayPay 株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1-3
- (3) 宮銀カード株式会社
宮崎県宮崎市橘通東一丁目 7 番 4 号 第一宮銀ビル 7 階
- (4) トヨタファイナンス株式会社
愛知県名古屋市西区牛島町 6 番 1 号
- (5) 株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号
- (6) 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川 1 丁目 14 番 1 号 楽天クリームゾンハウス
- (7) 株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号
- (8) 株式会社 JR 東日本ネットステーション
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 33 番 8 号 SOUTHGATE 新宿 9 階
- (9) 株式会社 JALUX
東京都港区港南 1-2-70 品川シーズンテラス 12 階
- (10) イオンフィナンシャルサービス株式会社
東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
- (11) アマゾンジャパン合同会社
東京都目黒区下目黒 1 丁目 8-1
- (12) 株式会社アイモバイル
東京都渋谷区渋谷三丁目 26 番 20 号関電不動産渋谷ビル 8 階

2 指定した歳入

クレジットカード、マルチペイメント決済並びにモバイルペイメント電子決済による公金支払の方法により納付される三股町ふるさと未来寄附金（三股町ふるさと納税）

3 指定した期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで